さくら通信９月号

2014年9月 No.117

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会

経営者保証に関するガイドライン

保証人問題は経営者にとって常に頭の痛い問題である。廃業の時には、全財産が没収される不安さえ感じる。一方、金融機関の人もこの問題の処理に心を痛めることがあるようだ。上記ガイドラインは、この課題解決のため、（行政当局関与の下）日本商工会議所と全国銀行協会が共同で策定・公表した指針である。県内の銀行もこの指針を尊重すると公表している。実務においてもその影響が出始めている。

（竹内）

「認められやすい」役員退職金とは？

団塊世代の退職ラッシュが始まっている昨今、役員退職金を支給する事例も増えております。
役員退職金は、法人税法上の損金となるのはもちろん、受け取る側の所得税負担も軽減されていることから、非常に有効な節税策として知られています。

ア．法人税法上、損金として認められる退職金額

①原則

同規模同業種の支給状況等に照らして「過大」と判断されなければ、損金算入できます。

②「過大」かどうかの実務上の判定方法　（功績倍率方式）

「最終月額報酬×勤続年数×功績倍率」を適正額とする方式。

功績倍率には、退職事情やその他役員への支払状況などが勘案されますが、最高３倍までとするケースが多いようです。

イ．個人所得税も軽減

計算式

（一般退職手当等の収入金額 － 退職所得控除額※ ）　×　１／２　×　税率

※退職所得控除額の計算式
- 勤続年数が 20 年以下の場合：40 万円 × 勤続年数
- 勤続年数が 20 年超の場合　：800 万円 ＋ 70 万円 ×（勤続年数 － 20 年）

なお、平成２５年１月以降、役員等としての勤続年数が５年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは、所得税負担が重くなるよう改正されました。

（特定役員退職手当等の収入金額 － 退職所得控除額）×　税率（１／２されない）

過大退職金とされない範囲でなるべく多額の退職金を支給しようとするならば、最終月額報酬や功績倍率が望ましい水準となるよう、早い段階で事前準備をしておくことが重要です。　（大寺）

9月の税務

1　8月分の源泉所得税･住民税の特別徴収税額の納付
納期限･･･9月10日

2　7月決算法人の確定申告＜法人税･消費税･地方消費税･法人事業税･（法人事業所税）･法人住民税＞
申告期限･･･9月30日

3　1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税･地方消費税＞
申告期限･･･9月30日

4　法人･個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税･地方消費税＞
申告期限･･･9月30日

5　1月決算法人の中間申告＜法人税･消費税･地方消費税･法人事業税･法人住民税＞（半期分）
申告期限･･･9月30日

6　消費税の年税額が 400 万円超の1月、4月、10月決算法人･個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税･地方消費税＞
申告期限･･･9月30日

7　消費税の年税額が 4,800 万円超の6月、7月決算法人を除く法人･個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2か月分）＜消費税･地方消費税＞
申告期限･･･9月30日

平成２６年９月分（１０月納付分）から
厚生年金保険料率・標準報酬月額が変更となります

厚生年金保険料率

現　行　　17.12%（個人負担 8.56%）

⇩

改　定　　17.474%（個人負担 8.737%）

また、算定基礎届により９月からの新しい標準報酬月額が決定する人がいます。９月からの新しい標準報酬月額により保険料や手当金が計算されますので、等級改定・保険料率変更による控除保険料の変更にご注意ください。

（西谷）

９月の社会保険労務

10 日　一括有期事業開始届＜概算保険料 160 万円未満：請負金額 19,000 万円未満の工事＞（労働基準監督署）

30 日　健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

※　老人週間（15 日～21 日）
健康増進普及月間
船員労働安全衛生月間
障害者雇用支援月間

リスマネ委員会

学資保険

学資保険とは、子どもにかかる教育費などを補助することを目的にかける保険で、高校入学時や大学入学時など、将来の一定時期にまとまった給付金を受け取ることができます。また、保険の内容によっては、「祝い金」として子どもの成長に合わせて給付金を受け取ることができます。

学資保険には、おおむね ①貯蓄を主とするもの、②保障を主とするものがあります。これらの特徴は以下のとおりです。

① 貯蓄を主とするもの
・貯蓄性が高く、将来の一定時期に、必要な資金をまとめて受け取ることができる
・保障の内容によっては元本割れ（返戻率が１００％を切る）となることがある
② 保障を主とするもの
・親や子どもに万が一のことが起きたときに、手厚い保障が受けられる
・貯蓄性は高くない
共通
・所得税の申告上、一般的に生命保険料控除の対象となる

いずれも一長一短ありますので、学資保険をご検討する場合には、その目的に沿った内容にするとよいでしょう。

（さくらﾋﾞｼﾞﾈｽ）

建設係

経営事項審査２（総合評定値Ｐ）

総合評定値Ｐは、以下の算出式で計算できます。

総合評定値Ｐ ＝ 0.25X1 ＋ 0.15X2 ＋ 0.2Y ＋ 0.25Z ＋ 0.15W

Ｘ１（完成工事高評点）：許可業種ごとに年間平均完成工事高を算出し、２年または３年のどちらかの平均年数を選択できます。

Ｘ２（経営規模評点）：自己資本額と平均利益額から算出します。
自己資本額は２年平均を選択でき、平均利益額は、利払前税引前償却前利益の２期平均値になります。

Ｙ（経営状況評点）：「負債抵抗力」「収益性・効率性」「財務健全性」「絶対的力量」の４つについて、それぞれ２指標合計８指標から算出します。

Ｚ（技術力評点）：技術職員数と、業種別元請完成工事高の２年または３年平均から算出します。

Ｗ（社会性等評点）：労働福祉の状況、建設業の営業継続の状況、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、防災活動への貢献の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況から算出します。

（岸上）

会計制度

キャッシュ・フロー計算書について②　～資金繰り表とは～

前回では、損益と収支の違いとキャッシュ・フロー計算書の必要性について解説いたしました。今回は、収支への関連ということで資金繰り表について解説していきます。

資金繰り表とは、将来のお金の増減を集計した表のことを言い、決算書類ではありません。また、キャッシュ・フロー計算書と同様に企業の収支に関連している表ですが、両者には決定的な違いがあります。

キャッシュ・フロー計算書は、ある年度の収支結果を示すものです。つまり収支に関する過去の情報であるため、どのような理由でお金が増減したのかは把握できても、将来どのくらいのお金の増減があるのか、という情報は読み取れません。一方で、将来のお金の増減という情報は、企業が存続していくうえで極めて重要な情報になります。なぜなら、もしお金が足りなくなり、債務を支払うことができなくなれば、その企業は倒産してしまう事になるからです。

そこで、将来のお金の増減を把握して、そのタイミングを表にまとめて資金の不足額を把握するために、以下のような資金繰り表を作成します。

	４月	５月	６月
期首残高	6,000	1,000	3,000
収入合計	0	0	4,000
支出合計	5,000	3,000	5,000
収支合計	△5,000	△3,000	△1,000
期末仮残高	1,000	△2,000	2,000
資金借入	0	5,000	0
期末残高	1,000	3,000	2,000

資金繰り表の内容に基づいて、資金調達の必要性、その金額やタイミングを把握することができます。

次回は、資金繰り表の具体的な作り方などを解説いたします。

（孝志洋）

資産税係

特定障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置

特定障害者扶養信託は、特定障害者の方のためにご家族など（個人）が、特定障害者の方を受益者として財産を信託（特定障害者扶養信託契約）し、特定障害者の方の生活の安定と療養の確保をはかる制度です。

受益者お一人につき特別障害者の場合は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の場合は3,000万円を限度として贈与税が非課税となります。

万一、ご両親などの扶養者が亡くなられた場合でも、特定障害者の方の生活費や養育費が信託財産から定期的に交付されます。

なお、適用にあたっては、対象者に該当することを証明する書類等を添付して、障害者非課税信託申告書を信託銀行等に提出する必要があります。また、信託銀行への一定の手数料等の負担が必要となります。

ご家族に該当する方がいらっしゃる場合には、ご検討してみてはいかがでしょうか？

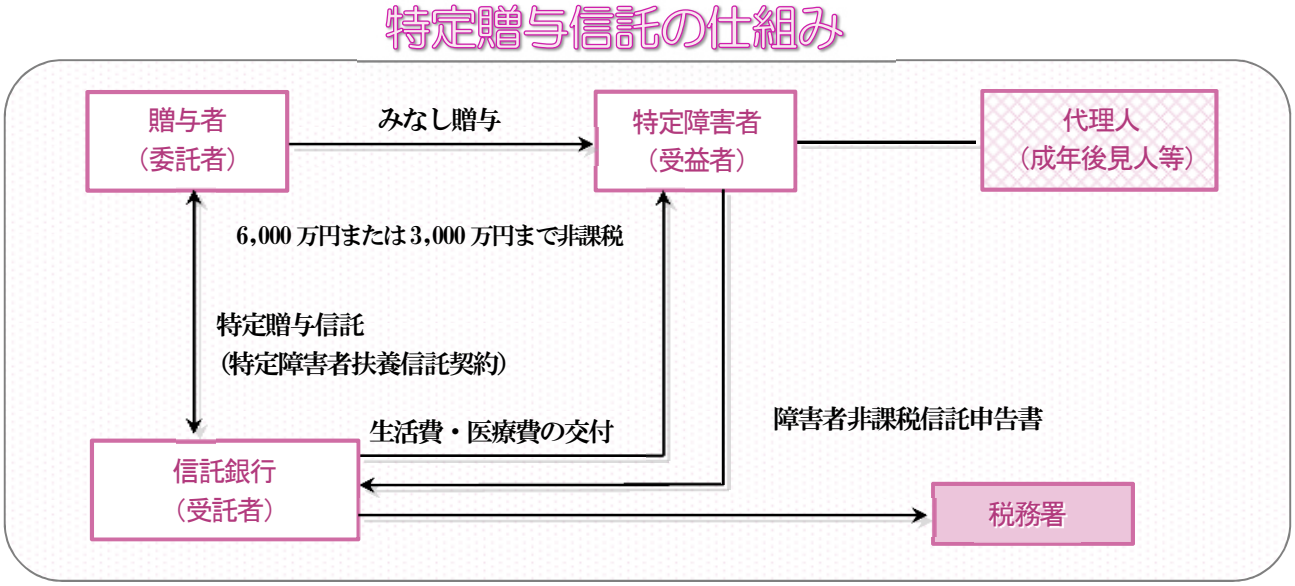

（坂田）

医療係

医療機器は特別控除できない？！

診療等に利用する画像診断ワークステーションが、中小企業者が機械等を取得した場合に特別償却等の対象となる特定機械装置等に該当するか否かの判断が争われた事件で国税不服審判所は、病院等で診療等に供される医療用電子機器は事務処理の能率化等に資する性格のものではないことから該当しないと判断し、審査請求を棄却しました。

裁決は、租税特別措置法第 10 条の 3 の規定の内容やその制定経緯等からすれば、同条が、工具、器具及び備品について「事務処理の能率化等に資するもの」として財務省令で定めるものは、中小企業における不特定の事務の用に供し、その事務処理の能率化等に資する電子計算機等について、特別償却ないし税額控除の対象とする趣旨であると解釈されました。その解釈に沿って、病院等において直接診療又は治療の用に供する医療用電子機器は、事務処理の能率化等に資するものではないから、同条に規定する特定機械装置等には該当しないと判断し、審査請求を棄却しています。

（後藤）

「さくら通信」広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のＰＲにお役立てください。

★広告の規格等

掲載サイズ	縦７０mm×横１８０mm程度
掲載位置	裏表紙
色	２色刷り（色は月により変化）
掲載料金	無料

（裏表紙）

縦 70mm×横 180mm

↑

広告

電話・ＦＡＸ・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者（山﨑・近藤）まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

研修会・懇親会のご案内

下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ち致しております。（要予約）

日　時　　平成２６年９月１２日（金）
場　所　　阿波観光ホテル
研修会（ 14：30 ～ 17：45 ）
　①　『問題社員・ローパフォーマーへの対処法』
　②　『大きく変わる相続税　～相続対策と落とし穴～　』
　③　北澤豪氏による
　　『世界のサッカー事情　～W杯ブラジル大会の裏話～』
懇親会（ 18：00 ～ 20：00 ）

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話･FAX･ﾒｰﾙ等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用･転載･引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会
〒770-0025　徳島市佐古五番町２番５号
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ：http://www.skr39.co.jp/
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：０８８－６２５－２５５６
FAX：０８８－６５４－１１８１